

(1) 計画の役割

総合計画は、自治体が策定する全ての計画の基本となる総合的な指針です。

吉岡町が将来にわたって持続していくためには、住民・地域・行政がまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割と責任を認識するとともに、限られた財源の中で、地域の課題を的確に捉え、質の高い公共サービスを提供することが重要となります。

第6次総合計画は、町の最上位計画としての位置付けを踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示し、次のような役割を果たします。

役割 1 計画的な行財政運営

限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を中長期的に各分野に配分し、施策や事業を計画的に実施するための総合的な行財政運営指針となるものです。

役割 2 住民参画の促進

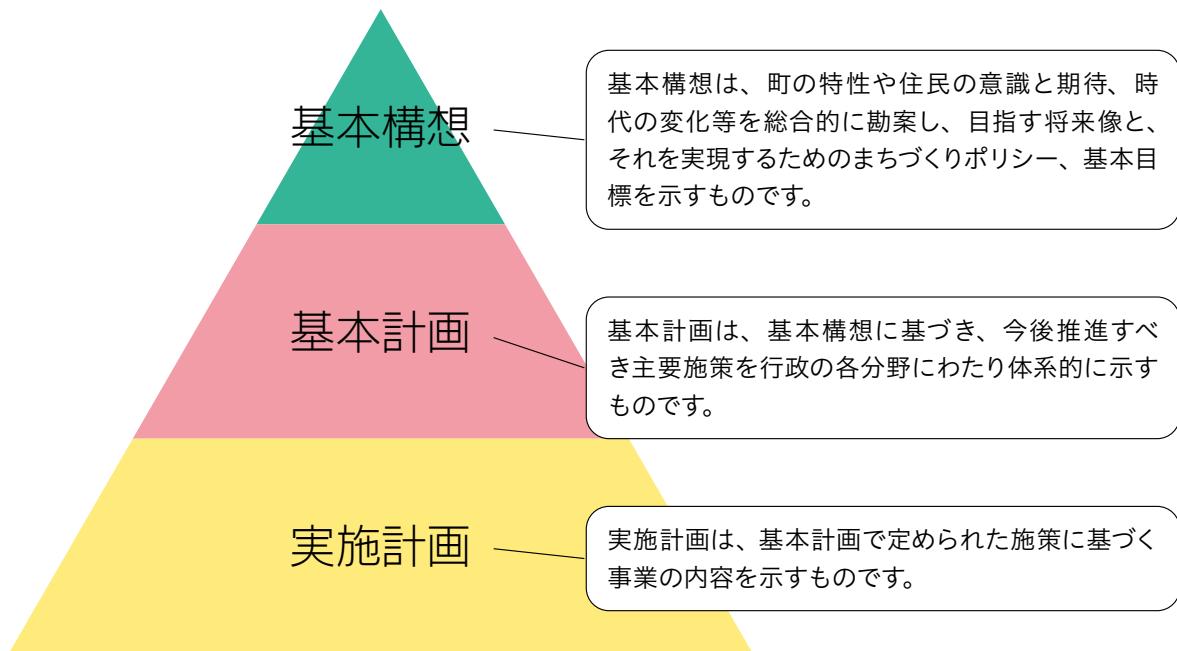
本町の目指していくまちづくりをわかりやすく示し、住民協働のまちづくりを推進する共通指針となるものです。

役割 3 広域連携

国や群馬県、近隣市町村等との広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

(2) 計画の構成と期間

①計画の構成



②計画期間

基本構想：令和4年度～13年度（10年間）

基本計画：前期 令和4年度～8年度、後期 令和9年度～13年度（各5年間）

実施計画：3か年計画（毎年度策定しローリング）

